

議案第 67 号

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づき、天理市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を、別紙のとおり一部を変更する協定を締結することについて、三宅町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 26 年 12 月三宅町条例第 37 号）の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

三宅町長 森 田 浩 司



## 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第3号中「圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

別表第1の5のその他の分野を削る。

別表第3中「圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改め、同表に次のように加える。

### 3 公共施設

#### （1） 公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
限られた財源の中で公共施設の老朽化問題に適切に対応するため、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うとともに、公共施設の相互利用を積極的に推進するなど、利用者が公共施設に求める機能を圏域全体で確保する。	甲は、乙と連携して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、各種計画を策定するとともに、見直しを行う。また、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。	乙は、甲と連携して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、各種計画を策定するとともに、見直しを行う。また、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長 並 河 健

乙 磐城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町

三宅町長 森 田 浩 司

定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>(連携する取組及び役割分担)</p> <p>第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</p> <p>《 第1号及び第2号 略 》</p> <p>(3) <u>資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野</u>（別表第3）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>生活機能の強化に関する政策分野</p> <p>《 1 教育の分野から3 環境の分野まで 略 》</p> <p>4 防災</p> <p>（1）地域防災力の充実・強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組内容</th><th>甲の役割</th><th>乙の役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を</td><td>甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。</td><td>乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。</td></tr> </tbody> </table>	取組内容	甲の役割	乙の役割	圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を	甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。	乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。	<p>(連携する取組及び役割分担)</p> <p>第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</p> <p>《 第1号及び第2号 略 》</p> <p>(3) <u>圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野</u>（別表第3）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>生活機能の強化に関する政策分野</p> <p>《 1 教育の分野から3 環境の分野まで 略 》</p> <p>4 防災</p> <p>（1）地域防災力の充実・強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組内容</th><th>甲の役割</th><th>乙の役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を</td><td>甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。</td><td>乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。</td></tr> </tbody> </table>	取組内容	甲の役割	乙の役割	圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を	甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。	乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。
取組内容	甲の役割	乙の役割											
圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を	甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。	乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。											
取組内容	甲の役割	乙の役割											
圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を	甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。	乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。											

強化する。		
-------	--	--

強化する。		
-------	--	--

## 5 その他

### (1) 公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p><u>限られた財源の</u>  <u>中で公共施設の老</u>  <u>朽化問題に適切に</u>  <u>対応するため、公共</u>  <u>施設の総合的かつ</u>  <u>計画的な管理を行</u>  <u>うとともに、公共施</u>  <u>設の相互利用を積</u>  <u>極的に推進するな</u>  <u>ど、利用者が公共施</u>  <u>設に求める機能を</u>  <u>圈域全体で確保す</u>  <u>る。</u></p>	<p><u>甲は、乙と連携し</u>  <u>て、公共施設の総合</u>  <u>的かつ計画的な管</u>  <u>理を行うため、各種</u>  <u>計画を策定すると</u>  <u>ともに、見直しを行</u>  <u>う。また、公共施設</u>  <u>の相互利用をはじ</u>  <u>め圏域住民が公共</u>  <u>施設に求める機能</u>  <u>を圏域全体で確保</u>  <u>することを目指し</u>  <u>た圏域における公</u>  <u>共施設マネジメン</u>  <u>トの方針を定め、各</u>  <u>種取組を促進する。</u></p>	<p><u>乙は、甲と連携し</u>  <u>て、公共施設の総合</u>  <u>的かつ計画的な管</u>  <u>理を行うため、各種</u>  <u>計画を策定すると</u>  <u>ともに、見直しを行</u>  <u>う。また、公共施設</u>  <u>の相互利用をはじ</u>  <u>め圏域住民が公共</u>  <u>施設に求める機能</u>  <u>を圏域全体で確保</u>  <u>することを目指し</u>  <u>た圏域における公</u>  <u>共施設マネジメン</u>  <u>トの方針を定め、各</u>  <u>種取組を促進する。</u></p>

別表第3（第3条関係）

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

## 《 1 人材育成・交流の分野 略 》

## 2 外部からの人材確保

## (1) 専門的知識を有する外部人材の招へい

取組内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化に関する政策分野及び結びつきやネットワークの強化に関する政策分野の取組に必要な圏域マネジメント能力を強化するため、専門的知識等を有する人材の確保に取り組む。	甲は、乙と連携して、各政策分野の取組に必要な豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招へいする。	乙は、甲と連携して、各政策分野の取組に必要な豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招へいする。

## 3 公共施設

## (1) 公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
限られた財源の	甲は、乙と連携し	乙は、甲と連携し

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野

## 《 1 人材育成・交流の分野 略 》

## 2 外部からの人材確保

## (1) 専門的知識を有する外部人材の招へい

取組内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化に関する政策分野及び結びつきやネットワークの強化に関する政策分野の取組に必要な圏域マネジメント能力を強化するため、専門的知識等を有する人材の確保に取り組む。	甲は、乙と連携して、各政策分野の取組に必要な豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招へいする。	乙は、甲と連携して、各政策分野の取組に必要な豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招へいする。

中で公共施設の老 朽化問題に適切に 対応するため、公共 施設の総合的かつ 計画的な管理を行 うとともに、公共施 設の相互利用を積 極的に推進するな ど、利用者が公共施 設に求める機能を 圏域全体で確保す る。	て、公共施設の総合 的かつ計画的な管 理を行うため、各種 計画を策定すると ともに、見直しを行 う。また、公共施設 の相互利用をはじ め圏域住民が公共 施設に求める機能 を圏域全体で確保 することを目指し た圏域における公 共施設マネジメン トの方針を定め、各 種取組を促進する。	て、公共施設の総合 的かつ計画的な管 理を行うため、各種 計画を策定すると ともに、見直しを行 う。また、公共施設 の相互利用をはじ め圏域住民が公共 施設に求める機能 を圏域全体で確保 することを目指し た圏域における公 共施設マネジメン トの方針を定め、各 種取組を促進する。
---	--	--